

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	第 213 回国会法律案等 N A V I 「日・アンゴラ投資協定」
著者 / 所属	寺林 裕介 / 外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	465 号
刊行日	2024-4-12
頁	147-148
URL	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20240412.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20240412.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

## 日・アンゴラ投資協定

日本とアンゴラの両国は、2023年8月9日にアンゴラ的首都ルアンダにおいて「投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアンゴラ共和国との間の協定」の署名を行った。本協定は、2024年2月20日、その締結について承認を求めため、第213回国会（常会）に提出された（閣条第3号）。以下、本協定の署名経緯とその概要について紹介する。

### 1. 協定署名の経緯

日本とアンゴラは2010年4月に投資協定の交渉をすでに開始しており、翌2011年2月には、両国の外務大臣の間で協定について大筋合意に至ったことが確認されていた。その後も交渉が継続していたが、2012年2月以降、一時的に中断した。この間、アンゴラにおいては、2017年8月の総選挙でジョアン・ロウレンソ大統領が選出され、38年ぶりに新大統領が就任した。国内の投資政策についても、2018年6月に新投資法が整備された。アンゴラの最大の貿易相手国は中国であり（輸出入ともに第1位）、原油輸出の約7割、対外債務の約4割が中国となっているが、近年、経済の多角化・安定化の観点から幅広く外国投資を誘致することを目指している。これを受け、日本との交渉も進捗し、2023年3月に投資協定が実質合意に達した。この合意は、訪日したロウレンソ大統領と岸田内閣総理大臣との間の会談（同月13日）でも歓迎され、岸田総理から特にエネルギー・経済安全保障の観点から日本企業によるアンゴラへの投資を後押ししていくとの発言があった。その後、協定の案文について合意に至り、同年8月に署名された。

アンゴラはアフリカ有数の産油国として知られ（石油輸出国機構（OPEC）に2007年に加盟、2024年1月1日をもって脱退）、また、ダイヤモンドをはじめとする鉱物資源を豊富に有する。資源・エネルギー関連のみならず、港湾のインフラ整備などその周辺部においてもビジネス機会の創出が期待される。日本にとってアンゴラとの投資協定は、アフリカ諸国で6番目の投資協定となった。紛争解決手続を含む本協定は、アンゴラにおける投資環境の法的安定性の向上に寄与し、投資家に対して高い予見可能性を提供することとなる。なお、アンゴラは、これまでにイタリア、カーボベルデ、ポルトガル、ドイツ、ロシア、ブラジル、UAEの7か国との間で投資関連協定を締結しており、中国との間でも2023年12月に署名済みである。

### 2. 協定の概要

#### （1）自由化型の投資協定

本協定は、日本とアンゴラの二国間の投資を促進し、投資家の権利を保護する法的な枠組みを定めるものである。協定第1条で定義された「投資活動」については、投資財産の

運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分だけでなく、投資財産の設立段階（設立、取得、拡張）を対象としており（第1条(f)）、本協定は、これらに関して相手国側の投資家及びその投資財産に対して内国民待遇・最恵国待遇を与える（第2条、第3条）、いわゆる「自由化型」の投資協定となっている。

また、締約国は、他方の締約国又は第三国の投資家の投資活動に関して、その自由な投資活動を妨げる特定措置の履行要求（パフォーマンス要求）を禁止することが規定されている（第6条）。具体的には、①物品・サービスの輸出、②原材料調達、③物品・サービス現地調達、④輸出入の均衡、⑤国内販売制限、⑥輸出制限、⑦特定国籍の役員任命、⑧ロイヤルティ規制、⑨技術移転、⑩事業本部の設置、⑪自国民の雇用、⑫研究開発の達成、⑬独占的な供給についての要求を課し、又は強制することができない。

上記の内国民待遇・最恵国待遇、パフォーマンス要求の禁止についての自由化義務を確認する形式として、本協定ではネガティブリスト方式を採用し、例外としてリストに列挙された分野以外はすべて、これらの自由化義務を遵守する必要がある。アンゴラ側において、自由化義務に適合しない措置として採用し、維持できるとして列挙された例外分野は、内国民待遇の義務について武器産業、基礎的な衛生サービス、配水業、郵便サービス、電気通信業、石油及びガス分野、電力業、観光業、鉄道業、補助金（最恵国待遇も含む）である（第7条2、附属書Ⅱ）。他方、協定の発効時に採用されている措置で、それを維持することは認められるが、それ以上に協定に適合しない方向に変更できない現状維持義務（ラチェット義務）として列挙された例外分野は、内国民待遇の義務について金融サービス、鉱業、不動産、漁業（最恵国待遇も含む）、港湾運輸サービス、航空運送サービスであり、パフォーマンス要求の禁止の義務について石油及びガス分野、航空運送サービスである（第7条1、附属書Ⅰ）。なお、日本側のネガティブリストも同様に作成されている。

その他に投資協定を構成する主要な規定である公正衡平待遇（第4条）、収用及び補償（第12条）、争乱からの保護（第13条）、資金移転の自由（第15条）等が盛り込まれている。また、透明性（第8条）、腐敗防止努力義務（第10条）等の投資の円滑化を促す規定が置かれた。

## （2）紛争解決手続

紛争解決については、国家対国家の仲裁手続としての両締約国間の規定（第23条）に加え、投資受入国と投資家による紛争解決手続（I S D S条項、第24条）が設けられている。本協定には、投資受入国が投資家との間で結んだ契約で引き受けた義務を投資協定上の義務とするアンブレラ条項は含まれていないが、I S D S条項の対象として、協定の投資の規定に基づく義務違反だけでなく、投資に関する合意について違反したことも仲裁に付託できることとしている（第24条2）。

てらばやし ゆうすけ  
（寺林 裕介・外交防衛委員会調査室）